T 137° 2' 40" 137° 11' 10" 用途地域による建築物の用途制限の概要 多治見都市計画総括図 都市計画区域界(市町村界) 9,125ha 建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③ ▲ 面積、階段等の制限あり 用途地域の色塗りのない区域 市 街 化 調 整 区 域 5,955 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 指定 面積 6,338ha 変更 岐阜県告示第 314号 面積 7,786ha 変更 / 639号 面積 9,124ha 国土地理院公表面積に基づく変更 面積 9,125ha 昭和27年4月1日 昭和58年4月1日 平成22年12月24日 平成27年3月 国土地理院公表面積に基づく変更 店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの 店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの 店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの 平成8年10月1日 平成16年5月17日 9,124ha 平成22年12月24日 9,125ha 平成28年4月1日 240号 事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの ▲ 3,000㎡以下
▲ 3,000㎡以下
▲ 4 10,000㎡以下
▲ 5 10,000㎡以下
▲ 6 200㎡表演 9,125ha 令和2年11月20日 用途地域指定建設省告示第 1187号 1,270ha 昭和43年 4 月20日 ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等 近隣商業地域 42 変更 岐阜県告示第 1065号 2,073ha 昭和48年12月25日 混 カラオケボックス等 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等 昭和58年3月31日 850号 2,403ha 昭和60年12月17日 2,430ha 平成元年3月31日 258号 大規模集客施設 (劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、 遊技場等で床面積の合計が10,000㎡を超えるもの) 域 123 平成 2 年12月25日 平成8年4月1日 平成8年10月1日 指定 多治見市告示第 42号 2,464ha 2,659ha 施 図書館等 設 巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 2,659ha 平成13年3月30日 2,618ha 3,101ha 病神社、寺院、教会等 平成16年5月17日 変更 2種 46.6 225号 平成22年12月24日 ・ 公衆浴場、診療所、保育所等 を人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 を人福祉センター、児童厚生施設等 3,121ha 平成28年4月1日 1種 112.2 ▲ 600m以下 ▲ 3,000m以下 3,121ha 平成28年9月30日 2種 令和2年11月20日 3,170ha ▲ 300m以下 2階以下 ① 600m以下 1階以下 ② 3,000m以下 2階以下 ② 2階以下 単独車庫 (附属車庫を除く) 1187号 39ha 131ha 137ha 昭和43年 4 月20日 高 度 利 用 地 区 2.0 建築物附属自動車車庫 15号 25号 43号 昭和58年3月31日 変更 多治見市告示第 域 20.4 平成元年3月31日 畜舎 (15㎡を超えるもの) ▲ 3,000㎡以下 141ha 150ha 平成8年4月1日 準 防 火 地 域 58.5 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で 原動機の制限あり、▲2階以下 平成13年3月30日 情報 作業場の床面積が50㎡以下 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 297ha 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 平成22年12月24日 2 · 2 · 12 X 109.9 倉 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 297ha 平成28年4月1日 272号 平成28年10月26日 を検性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 防火·準防火地域 指定 建設省告示第 16ha 73ha 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③ 300㎡以下原動機の制限者 昭和34年10月6日 昭和43年3月30日 変更 多治見市告示第 227号 平成22年12月24日 量が少ない施設 79ha 平成28年4月1日 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量がやや多い施設 79ha 都 市 計 画 公 園 平成28年10月26日 昭和58年3月31日 60ha 平成16年5月18日 ※本図の地域の境界・道路・公園の位置は、その概略を示すもので、詳細は 198号 75号 外壁から敷地境界線までの後退距離1m以上 平成19年11月1日 1ha 多治見市役所に備え置く指定図書を縦覧されたい。 平成25年3月29日 土地区画整理事業 27ha 14ha 平成27年12月10日 平成28年4月1日 |その他の都市施設 19ha 87ha 156ha 平成28年4月1日 69号 16号 92号 駐車場整備地区 指定 多治見市告示第 昭和46年10月25日 昭和53年4月1日 (用途地域内) の限度 220ha 平成16年4月1日 (用途地域内)<u>容積率</u>の限度 〔注1〕市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200% 風致地区の規制内容
 区分
 店さ
 建べい率
 分盤等の後退距離 道路部分 その他部分

 第一種風致地区
 8m
 20%
 3m
 1.5m
 50%
 3m

 第二種風致地区
 10m
 40%
 2m
 1m
 30%
 5m
 北側斜線制限 用途地域 建築物の部分の高さの制限(m) 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 L1:建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの 真北方向の水平距離 第1種 第2種 低層住居専用地域内 長瀬地区地区計画 犬山市 01 旭ヶ丘10丁目 区域界の変更 道路斜線制限、 隣地斜線制限 用途地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 1.25 × L2 20+(1.25×L3) 近隣商業地域 1.5 × L2 31+(2.5×L3) 土岐市 L2:建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離 L3:建築物の当該部分から隣地境界までの水平距離のうち最小のもの 山吹地区地区計画 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、 西部緑のまち 土地区画整理事業 2 07 生田町1丁目 準住居地域、無指定の場合 区域界の変更 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 建物を建てられない空間 関連斜線 ▶ 建物を建てられない空間 3 13 赤坂町8丁目 区域界の変更 近隣商業、商業、準工、工業、工専の場合 建物を建てられない空間 ▼ 建物を建てられない空間 春日井市 滝呂土地区画整理事業 滝呂地区地区計画 都市計画公園一覧表 4 16 笠原町鳩谷下 区域界の変更 3 - 3 - 2 脇之島中央公園
 4・4・1
 滝 呂 公 園 6.1

 地区公園
 4・4・2
 旭 ヶ 丘 公 園 7.0
 都市計画緑地一覧表 その他の都市計画施設 瀬戸市 ごみ焼却場 多治見市三の倉新焼却場 4.05ha 笠原クリーンセンター 0.89ha 都市計画道路一覧表 写物処理場 多 治 見 市 し 尿 処 理 場 0.73h 教育文化施設 多 治 見 総 合 文 化 会 館 0.70ha 病 院 多 治 見 市 民 病 院 1.30ha 池 田 下 水 処 理 場 3.73ha
 下水処理場
 市 之 倉 下 水 処 理 場
 0.39ha

 笠 原 下 水 処 理 場
 1.70ha

 火 葬 場 多 治 見 市 火 葬 場
 2.10ha
 防火·準防火地域図 都市計画土地区画整理事業 笠原町神戸・栄地区 多治見駅南・川南地区 多治見駅北土地区画整理事業 11.80ha 西部緑のまち土地区画整理事業 5.3ha 滝 呂 土 地 区 画 整 理 事 業 52.40ha 市街地再開発事業 多治見駅南地区第1種市街地再開発事業 2.0ha 都市計画自由通路 __特工緩 第一種特別工業地区 ┃多治見駅南北連絡線┃嵩上式 L=100m W= 10m 第一種特別工業制限地区 第二種特別工業制限地区 西部緑のまち地区地区計画 4.9ha 多治見駅北地区地区計画
 陶 都 の 杜 地 区 計 画 16.1ha

 長 瀬 地 区 地 区 計 画 21.4ha

 多治見駅前中之郷地区地区計画 26.7ha
 岐阜県立多治見病院地区地区計画 4.3ha ※ 建築基準法第22条第1項の指定区域は、姫町、大薮町、大針町、北小木町、笠原町を除く全域。 137° 02' 40" 137" 11' 10" 令和 4年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編纂「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号)令 3部公第131号」 著作權所有兼発行者 多 治 見 市

平成29年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編纂「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。(承認番号)平28部公第46号」

平成24年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編纂「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。(承認番号)平23部公第69号」

平成19年3月 世界測地系へ座標変換(笠原町)

平成14年4月 世界測地系へ座標変換

平成 9年 笠原町都市計画基本図修正

平成19年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編纂「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平18部公第96号」

平成14年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編纂「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平13部公第38号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。(承認番号)平13部公第266号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平 3部公第8123号」 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平 9部公第31号」

「この地図は、国土地理院長の助言(昭和62国地部測発 第4024号)を得て、作成し1:2500地形図を縮図編集したものである。」

多治見都市計画特別用途地区の変更

総括図 S=1:20,000

許可なく複製を禁ずる